

「第3期みやぎ農業農村整備基本計画」における18の推進指標について

施策体系			推進指標										指標内容		将来ビジョン	農業計画	
ビジョン	基本項目	施策	No.	指標名	基準年 (R1)	実績(見込み)					中間目標 (R7)	計画目標 (R12)	指標内容	将来ビジョン	農業計画		
						R3	R4	R5	R6	R6							
次世代に向けて田水郷をつなぐみやぎの農業・農村。	基本項目1 人口減少下で持続的に発展する農業の振興 (儲ける農業)	施策1 先進技術等を活用した農業生産の効率化と高度化	①アグリテックの推進に向けた基礎整備	1	スマート農業技術を導入する農地整備新規地区数	地区	-	1				9	18	農業生産現場における人手不足の解消や生産効率の向上のため、2ha区画の導入や農道ターン対向道路、水管理システム、走行式刈り取り機対向幅広転耕、自動走行機対応のためのGPSや無線基地局整備等、スマート農業技術や省力化整備を実施する新規地区数を指標として設定する。			
			②時代のニーズに対応した農業技術の確立と現地普及	2	大区画水田整備面積	ha	35,397	36,034				37,500	39,300	みやぎの農業を、地域経済を支える「儲かる農業」として持続的に発展させるためには、労働生産性の高い優良農地の整備を今後も推進するとともに、担い手への農地集積・集約化を促進し生産効率を高める必要があることから、50a以上の大区画に整備した水田面積を指標として設定する。		○	
		施策2 基礎整備と集積・集約化による農地利用の高度化	①農業の成長産業化に向けた農業基礎整備	3	汎用化水田の面積	ha	78,787	79,473				81,100	83,100	みやぎの農業を、地域経済を支える「儲かる農業」として持続的に発展させるためには、条件の悪い農地の整備を今後も押し進め、効果ある集積者が集積できる環境を整えることが不可欠であることから、20a以上に整備した水田の面積を指標として設定する。		○	
			②中山間地域における農業生産の効率化と優良農地の確保	4	野菜等の高収益作物を導入する新規地区数	地区	4	13				30	60	競争力の高い農業生産基礎を確立するためには、現状の基礎作物や産・大豆の付付付体系から高収益作物の導入を進め収益の向上を図る必要があることから、農地整備事業新規地区でTOP高収益要件を測定する地区数を指標として設定する。		○	
			③担い手への農地集積・集約化の推進	5	担い手への農地集積率	%	58.9	調査中				90.0	90.0	本県農業の生産性の向上と競争力の強化を図るため、市町村や農業委員会との連携を図りながら、農地中間管理事業の活用を促進し、「人・農地プラン」に位置づけられた担い手へ農地の集積・集約化を促進し、生産の効率化及び高度化を図る必要があることから、担い手への農地集約率を指標として設定する。		○	
		施策3 先進的大規模拠点を中心とした園芸産地の確立	①大規模露地園芸の振興	-	[再掲] 野菜等の高収益作物を導入する新規地区数		※指標No.4に同じ	※指標No.4に同じ				※指標No.4に同じ	※指標No.4に同じ	※指標No.4に同じ			
	②農地整備事業を契機とした施設園芸用地の創出		6	水田活用の園芸作物の作付面積	ha	3,536	3,368				4,247	5,177	農業所得の向上と競争力の高い園芸の水田農業の実現のために、需要に即した生産用材の生産や水田をフル活用した転作物の作付拡大を図るとともに、収益性の高い園芸作物への転換等に取り組む必要があることから、水田を活用した園芸作物の作付面積を指標として設定する。		○		
	基本項目2 多様な主体が活躍できる農村の構築 (活力ある農村)	施策4 地域資源を活用した多様な農産物の創出	①農村を支える人材育成と体制整備	7	農山漁村交流拡大に取り組んだ企業・団体数	団体	-	60					55	80	人口減少や高齢化等が先行する農山漁村地域を維持・関係人口の創出・拡大を図るため、農山漁村交流拡大プラットフォームを活用し、地域や県内外事業者とのネットワークの構築を促進していく必要があることから、プラットフォーム参加団体数を指標として設定する。		○
			②交流拡大による関係人口の創出	8	都市と農村の交流活動事業に参加した人数(関係人口)	人	284	201				320	400	農山漁村地域の集落機能を維持し、関係人口の創出・拡大を図るため、中山間地域において、地域活動の企画や運営を支援し、集落が主体的な組織運営を行う団体の整備等を推進してきた「集落体制づくり支援事業」での地域活動となる集落がプラットフォームの参加者、及び集約や体験プログラムなどのビジネスを展開したい農林業者や団体、さらに県内外の企業や個人とのネットワークを構築するための交流の場として設定された「農山漁村交流拡大プラットフォーム」を介して農山漁村へ訪問した人数の増進を指標とする。		○	
		施策5 地域資源を活用した多様な農産物の創出	①地域資源の掘り起こしと磨き上げ	9	農業生産関連事業の年間総販売額	億円	272	253				340	400	農山漁村における地域活性化のために、地域資源を活用した多様な農産物の創出を創出し、地域での活用機会を創出や所得確保を図る必要があることから、農業生産関連販売額を指標として設定する。		○	
			②地域運営組織による地域資源を活用した農産物の創出	10	地域の課題解決等に取り組む活動組織の形成数	組織数	97	調査中				125	150	農山漁村地域の活性化と経済の自立を図るためには、協議機能と実行機能を備えた地域運営組織等が形成し、地域住民が当事者意識と主体性をもち、多様な農産物の創出に積極的に取り組んでいく必要があることから、こうした活動を実施する組織(地域運営組織等)の形成数を指標として設定する。		○	
		施策6 環境と調和した持続可能な農業・農村づくり	①農村の地域資源保全活動推進による多面的機能の維持・発揮	11	農村環境保全等の協働活動に参加した人数	人	58,102	61,014				68,500	78,500	水田や里山等が単なる生産の場にとどまらず、自然とふれあう場として活用されていくため、より多くの市民(地域住民)に農業・農村の魅力を再認識してもらうため、地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加してもらう必要があることから、地域で実施した農村環境保全等の協働活動に関する参加者数に合わせた人々の参加数を指標として設定する。		○	
			②土地改良区の体制強化	12	日本型直接支払制度取組面積	ha	75,208	75,451				73,900	72,700	農業の持続的発展を遂げる、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮を図っていくためには、日本型直接支払制度(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、協議機能等直接支払)の活用により、今後は農家の農業生産に必要な農地を確保していく必要があることから、日本型直接支払制度への取組面積を指標として設定する。		○	
	基本項目3 自然災害に対応した農村地域の防災・減災対策の強化 (強靱な農業・農村)	③野生鳥獣による農作物被害対策の強化とジビエ利用の拡大	13	野生鳥獣による農作物被害額	千円	156,484	調査中				141,900	116,800	野生鳥獣による農作物被害は、耕作層の農薬混入を低下させ、耕作層の増加を促すとともに、農作物の被害を引き起こしていることから、地域ぐるみで行う侵入防止網の設置のほか、ICTやドローン技術等を活用した効果的な捕獲技術の普及を進めるとともに、新しい人材の確保・育成を図りながら、野生鳥獣による農作物被害の低減に取り組む必要がある。		○		
			14	地震・豪雨対策に取り組む防災重点農業用ため池数	箇所	-	4				9	35	農村地域においては、近年頻発する豪雨や地震により、農地・農家母体のみならず、家庭や公共施設等への被害が発生しており、人命保護や財産・施設への被害の最小化が求められている。このため、決壊した場合の人的被害や財産や公共施設への被害を減らす恐れのあるために対する地震・豪雨対策施設数を指標とする。		○		
		④農地の防災機能の充実	15	整備改修に取り組む潜水防排水機庫数	箇所	-	3				5	22	近年、農地の宅地化など流域状況の変化や集中豪雨による流出量の増加により、農地のみならず隣接する宅地や公共施設、道路等の浸水等の被害が発生していることから、潜水防排水機庫等が造成した排水機庫の整備改修を実施し、排水能力を確保し被害軽減を図る必要がある。		○		
			16	田んぼダムを導入した面積	ha	26	105				330	630	近年の水災害による甚大な被害を喚び、あらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」の取り組みが重要視されており、効果を生み出すためには、集約することに繋がる「田んぼダム」の取組の推進が課題となっていることから、基礎整備地区において洪水緩和機能を発揮する田んぼダム対向型の水工や堰等を設置した集約面積の累計を指標とする。		○		
		③農業水利施設等のストックマネジメントの推進(排水機能の維持・保全)	17	機能保全対策に取り組む基幹的な排水機庫数	箇所	-	0				10	34	集約面積100ha以上の国造成施設等を除く基幹的な排水機庫のうち、これまで、施設の延命化を図る根本的な機能保全対策を実施しないまま、令和元年度で「標準耐用年数の2倍となる40年を超過する排水機庫」を令和2年度までに標準耐用年数の2倍となる40年を超過する排水機庫について、令和3年度から令和12年度までに機能保全対策に着手した数を指標とする。		○		
18			機能更新を行った農業集落排水施設数	箇所	3	5				19	36	供用開始から20年を越える農業集落排水施設が増加しており、万が一の故障や機能低下により生活排水の処理に支障をきたす恐れがあることから、これを防止するため、機密補修・更新を計画的に実施し、市町村の要望により優先度の高い施設から機密補修・更新を実施する。		○			